



許可番号 00140177482号

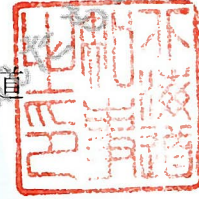
産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道檜山郡江差町愛宕町 18 番地

氏 名 北清えさし株式会社
代表取締役 湯藤 学

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和 4 年 (2022 年) 12 月 16 日

許可の有効年月日 令和 6 年 (2024 年) 9 月 25 日

1. 事業の範囲

破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。〔廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物であるもの (水銀回収義務のないものに限る。) を含む。))、

RPF の製造 (破碎・圧縮・成型 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))、

選別 (金属くず)、

圧縮 (金属くず)、

埋立 (燃え殻、汚泥 (含水率 85 %以下に限る。)、廃油 (タールピッチに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上石綿含有産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじんについては水銀含有ばいじん等であるもの (水銀回収義務のないものに限る。) を含む。)、

減容 (廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。))。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙 1、2 のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別紙 3 のとおり。

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・**無**



産業廃棄物処分業許可証

氏 名 北清えさし株式会社

許可番号 00140177482号

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 木くず、廃プラスチック類の破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道一円（工事現場及び工事して管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日 平成 26 年（2014 年）8 月 29 日
処理能力（木くず）
175.32t/日（9h） 19.48t/h
（廃プラスチック類）
48.69t/日（9h） 5.41t/h
（紙くず）
83.43t/日（9h） 9.27t/h
（繊維くず）
55.62t/日（9h） 6.18t/h
許可年月日 平成 26 年（2014 年）1 月 28 日
許可番号 檜環生第 1954 号
- (2) 施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
設置年月日 平成 30 年（2018 年）11 月 7 日
処理能力（廃プラスチック類）
4.35t/日（8h） 0.544t/h
（紙くず）
3.74t/日（8h） 0.467t/h
（木くず）
4.56t/日（8h） 0.57t/h
（繊維くず）
1.5t/日（8h） 0.187t/h
（ゴムくず）
6.47t/日（8h） 0.809t/h
（金属くず）
4.65t/日（8h） 0.581t/h
（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
8.3t/日（8h） 1.037t/h
- (3) 施設の種類 がれき類の破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番
設置年月日 平成 12 年（2000 年）9 月 20 日
処理能力 264t/日（8h） 33t/h
届出受理年月日 平成 26 年（2014 年）1 月 28 日
受付番号 檜環生第 1954 号
- (4) 施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のないものに限る。）」の破碎施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 平成 31 年（2019 年）2 月 25 日
処理能力（20W 直管）
1,696kg/日（8h） 212kg/h
（40W 直管）
1,904kg/日（8h） 238kg/h
（110W 直管）
1,728kg/日（8h） 216kg/h
（30W 環状管）
1,536kg/日（8h） 192kg/h
（コンパクト球、電球型）
1,760kg/日（8h） 220kg/h
（水銀灯）
1,584kg/日（8h） 198kg/h

- (5) 施設の種類 RPF の製造施設（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎・圧縮・成形）
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和元年（2019 年）9 月 10 日
処理能力 4t/日（8h） 0.5t/h
- (6) 施設の種類 金属くずの選別施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和元年（2019 年）9 月 10 日
処理能力 4.66t/日（8h） 0.583t/h
- (7) 施設の種類 金属くずの圧縮施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和元年（2019 年）9 月 10 日
処理能力 2,080kg/日（8h） 260kg/h
- (8) 施設の種類 廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）の減容施設
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
設置年月日 令和 4 年（2022 年）12 月 7 日
処理能力 400kg/日（8h） 50kg/h
- (9) 施設の種類 安定型、管理型最終処分場
設置場所 檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番、428 番 1、431 番 4、431 番 5、431 番 10、431 番 11、645 番、647 番
設置年月日 平成 26 年（2014 年）12 月 5 日
処理能力 17,516m³ 168,868m³
許可年月日 平成 25 年（2013 年）6 月 10 日
許可番号 檜環生第 554 号
- (10) 施設の種類 保管場所 1
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 512m²
種類
・木くず。
保管上限 853.3m³
高さ 4m
- (11) 施設の種類 保管場所 2
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 197.7m²
種類
・木くず（生木）。
保管上限 234m³
高さ 3.2m
- (12) 施設の種類 保管場所 3
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 49m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 28.6m³
高さ 1.75m
- (13) 施設の種類 保管場所 4
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 32.5m²
種類
・ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 25.3m³
高さ 1.25m

(令和 5 年 2 月 8 日訂正交付) (檜山振興局)



産業廃棄物処分業許可証

氏 名 北清えさし株式会社

許可番号 00140177482号

- (14) 施設の種類 保管場所 5
設置場所 檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1
面積 375m^2
種類
・がれき類 (アスファルト)。
保管上限 562.5m^3
高さ 3.75m
- (15) 施設の種類 保管場所 6
設置場所 檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番
面積 570m^2
種類
・がれき類 (コンクリート)。
保管上限 928.1m^3
高さ 3.75m
- (16) 施設の種類 保管場所 7
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 6m^2
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管等 (水銀使用製品 産業廃棄物 (水銀回収義務のないものに限る。)))。
保管上限 4.2m^3
高さ 3m
- (17) 施設の種類 保管場所 8
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 49.5m^2
種類
・廃プラスチック類、紙くず。
保管上限 72.6m^3
高さ 2m
- (18) 施設の種類 保管場所 9
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 7.5m^2
種類
・繊維くず。
保管上限 6.48m^3
高さ 2m
- (19) 施設の種類 保管場所 10
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 1m^2
種類
・金属くず。
保管上限 1m^3
高さ 1m
- (20) 施設の種類 保管場所 11
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 1m^2
種類
・金属くず。
保管上限 1m^3
高さ 1m

- (21) 施設の種類 保管場所 12
設置場所 檜山郡江差町字砂川 400 番 12
面積 27m^2
種類
・廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る)。
保管上限 54m^3
高さ 2m

以下余白。





産業廃棄物処分業許可証

氏 名 北清えさし株式会社

許可番号 00140177482号

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 26 年（2014 年）12 月 25 日変更許可

（破碎（紙くず、繊維くず）、埋立（燃え殻、汚泥（含水率 85 %以下に限る。）、廃油（タールピッチに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの。石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）の追加。）

平成 30 年（2018 年）3 月 31 日変更許可

（埋立（燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじんについては水銀含有ばいじんであるもの（水銀回収義務がないものに限る。）を含む。）の追加。）

平成 31 年（2019 年）3 月 11 日変更許可

（破碎（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のないものに限る。））の追加。）

令和元年（2019 年）10 月 5 日更新時変更許可

（RPF の製造（破碎・圧縮・成形（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず））、選別（金属くず）、圧縮（金属くず）、の追加。）

令和 4 年（2022 年）12 月 16 日変更許可

（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）の減容の追加。）

以下余白。

この許可証はホームページより
この許可証はホームページより

